

第25回期 第17回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年11月19日(火) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員 (箕 輪 ・ 袖 山)		関根	盛夫
同 (中 根 松)		会田	信二
同 (大 草)		斎藤	良文
同 (小 貫 ・ 太 田 輪)		薄井	常義
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)		須藤	寿行
同 (里 白 石 ・ 福 貴 作)		鈴木	政吉
同 (山 白 石)		我妻	伸司
同 (山 白 石)		岡田	勇弥
同 (東 大 畑 ・ 畑 田)		小室	一男

4 欠席委員(推進委員1名)

推 進 委 員 (浅 川 ・ 滝 輪) 緑川 孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

4件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から、第17回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。先週は視察研修と県下農業委員会大会がございましたけれども、参加された方は大変お疲れ様でございました。視察研修については内容を理解しきれなかったかもしれませんが、会津地方の昭和村のカスミソウ栽培と会津美里町の土地改良事業の話聞き、土地改良事業については、荒屋郷地区のほ場整備にも関係してくる内容だったかと思えます。また、会津若松市の福島県立博物館に浅川町の白山比咩神社などの展示を見学しました。その後、磐梯熱海に行き県下農業委員会大会へ出席する、という充実した研修であったかと思えます。農業委員会大会については来年度もありますので、今年参加できなかった方はぜひ参加していただければと思います。本日の議案は議案第47号、農地法第3条についてのみとなります。皆さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。 以上で挨拶とさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第17回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。緑川孝雄委員が欠席となっております。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、4番、藤田保幸委員、5番、富永勉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第47号①について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川委員の調査報告及び意見を求めるところですが、本日、欠席となっておりますので、代理の方による調査報告をお願いいたします。</p>

小針委員	<p>はい、本日は緑川委員が欠席ということなので、私の方で調査報告を代読させていただきます。</p> <p>浅川・滝輪地区、推進委員の緑川孝雄です。議案第47号、農地法第3条①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、***、****さん、譲受人、**、*****さん、以下記載のとおりです。11月17日8時半より地区副担当の酒井委員、小針委員、及び譲渡人、譲受人、立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。*****さんは町の認定農業者でありまして、申請の事由は経営規模拡大のために売買するということです。また、****さんは以前から当該農地を借りて耕作していましたが、今回、譲渡人との話し合いの結果、売買するという事で同意がなされたようでした。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請につきましては、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である*****さんにつきましては、令和5年2月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。肉用牛及び水稲を主としており、許可後は水稲として利用するとのことです。</p> <p>また、**さんについては、従事日数及び保有する農機具類について問題はありません。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第47号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第47号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第47号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第47号、農地法第3条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】

会 長	議案第47号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の調査報告及び意見を求めます。
鈴木（政） 委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木政吉です。議案第47号農地法第3条の②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*、*、***さん、譲受人、**、***さん以下記載のとおりであります。11月16日朝8時半より、地区担当の私と副担当の須藤委員、鈴木啓委員、譲渡人、譲受人、立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。申請の理由は、経営規模の拡大のために****さんの農地を***さんが購入したいとのことあります。また、***さんは町の認定農業者であり専業農家であります。また、立会いには**さんの息子さんも同席しておりまして、現在は水稻と家畜をしており、今後も耕作していくということあります。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてまいりましたので、ご審議をお願いいたします。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請については、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。なお、許可後はこれまで通り田として利用していくそうです。 また、**さんについては、町の認定農業者であり、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類などについて問題はありません。 以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第47号②について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第47号②について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成ですので、議案第47号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。 次に、同じく議案第47号、農地法第3条③について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 【議案朗読】

会 長	議案第47号③について、里白石・福貴作・染地区推進委員、鈴木政吉委員の調査報告及び意見を求めます。
鈴木（政） 委員	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の鈴木政吉です。議案第47号農地法第3条の③について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*、*、*、*さん、譲受人、*、*、*、*さん以下記載のとおりであります。11月16日朝8時40分より、副担当の須藤委員、鈴木啓委員、譲渡人、譲受人、立会いの下、現地にて調査をしてみました。申請の理由は経営規模の拡大のために*、*、*、*さんの農地を*、*、*、*さんが購入したいとのことあります。また、*、*、*、*さんは高齢のため、以前より*、*、*、*さんには隣接している田んぼを耕作してもらっていたのですが、今回、所有権移転をして、*、*、*、*さんに購入してほしいということでありました。また、申請地は今後も水田として耕作するということあります。農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてまいりましたので、ご審議をお願いいたします。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。今回の申請地は譲受人である*、*、*、*さんが以前から耕作していた農地であり。また、許可後はこれまで通り田として利用していくそうです。</p> <p>なお、*、*さんについては、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類などについて問題はありません。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第47号③について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第47号③について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第47号、農地法第3条③は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第47号、農地法第3条④について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】

会 長	議案第47号④について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。
須藤（寿） 委員	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。議案第47号、農地法第3条④について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、***、***さん、以下記載のとおりです。11月10日午前8時半より、地区副担当の富永委員及び譲渡人、譲受人、立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。申請の事由は、経営規模の拡大、農業用施設の設置するために**氏が**氏の農地を求めたもので、施設を設置するスペース以外の用地につきましては、飼料用作物を生産する考えということであります。この農業用施設については、*糞をペレットに加工するもので、それ以外にも野菜くず等もペレットに加工できるということであります。認定農業者でもある**氏は、県の補助事業に取り組みながら、有機農業にも取り組み循環型農業を進めているということでもありますので、委員の皆さんにもご協力をお願いしたいところであります。また、計画段階ではありますが、ペレットを活用したいとの声もいただいているようです。これらの経過を勘案し、農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてまいりましたので、ご審議をお願いいたします。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である***さんについては、令和5年2月に農業経営改善計画の再認定を受け、町の認定農業者となっている*****の関連会社である*****の代表取締役を務めております。</p> <p>なお、**さんについては、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類、後継者の存在などについて問題ありません。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第47号④について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第47号④について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第47号、農地法第3条④は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項お願いします。</p>
事務局長	<p>連絡事項を申し上げます。次回の総会ですが、12月20日（金）午後1時30分を予定しております。総会終了後、農業者等と農業委員会との意見交換会の開催を予定しており、およそ午後2時半ごろから開始したいと考えております。また、午後6時から懇親会も予定しておりますので、併せてよろしく願いいたします。2点目ですが、活動記録簿、10月分を事務局まで提出をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第17回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)